

概要版

こどもたちが地域の中で大切に育まれ  
豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち



# 八戸市こども計画

— 令和8年度～令和11年度 —

令和8年3月  
八戸市



## 1 計画の趣旨

- 近年、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、また、児童虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラー等、様々な問題が顕在化しています。
- 国は、こうした課題の解決に向け、「こども大綱」において、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利が守られ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる社会「**こどもまんなか社会**」を目指すことを掲げています。
- このような中、近年の国・県の動向や社会情勢の変化、新たな課題に対応し、当市の全てのこども・若者・子育て当事者が自分らしく、今とこれからを幸せに暮らせるよう、第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）を継承しつつ、各種施策の更なる充実・強化を図るとともに、新たに若者の仕事や結婚等への支援や多様化することも・若者を支える体制づくりなどを加え、**当市のこども施策をより一層、総合的かつ計画的に推進することを目的として、「八戸市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定**します。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「八戸市総合計画」を始め、保健、医療、福祉、教育分野等の関連計画との整合を図った上で、「次世代育成支援対策行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困解消対策計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含した計画として策定するものです。

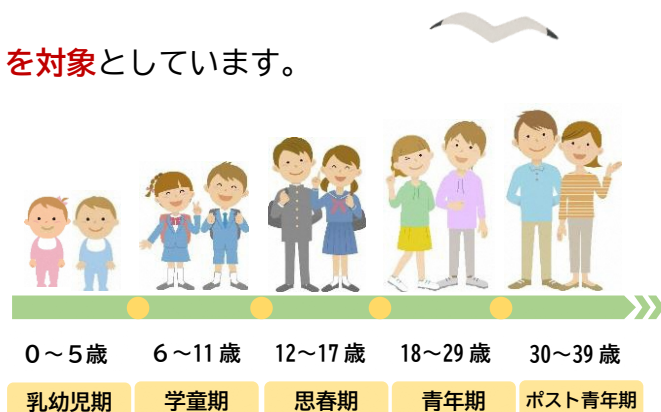
## 3 計画の期間

- 本計画は、**令和8年度から令和11年度までの4年間**を計画期間とします。  
なお、計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

## 4 計画の対象者

- 本計画は、「**こども**」、「**若者**」、「**子育て当事者**」を対象としています。

※こども大綱では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心身の発達の過程にある者を「こども」と規定しています。「若者」は法律上の定義はありませんが、思春期（中学生～18歳未満）及び青年期（18歳～概ね30歳未満。施策によってはポスト青年期（30歳～40歳未満）を含む）とします。「子育て当事者」は、「こども」を養育する者とします。



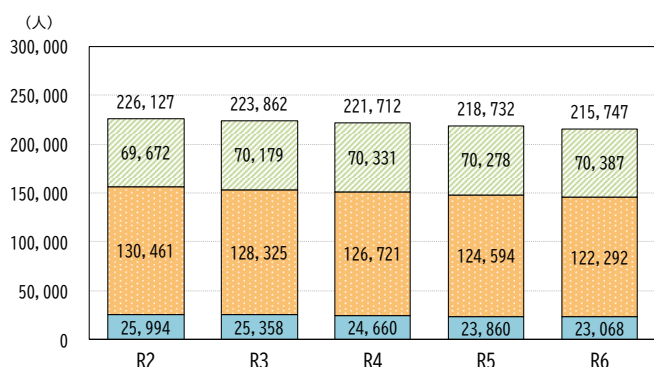
### 1 統計データ等による現状

#### 人口の状況

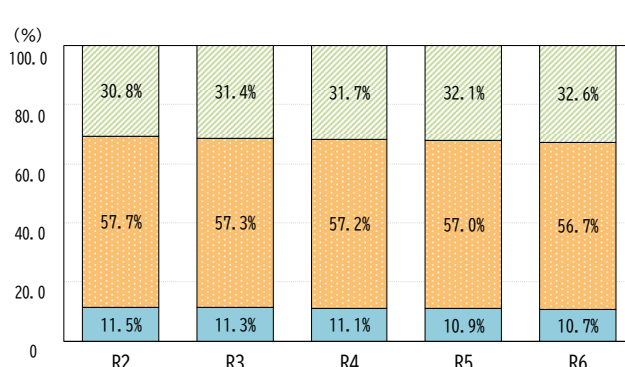
##### ☑ 少子高齢化の進行

当市の年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少を続ける一方、老年人口の割合は年々増加し、令和6年には32.6%に達しており、少子化と高齢化が同時に進行しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 年齢3区分別人口の構成



■ 年少人口 ■ 生産年齢人口 ■ 老年人口

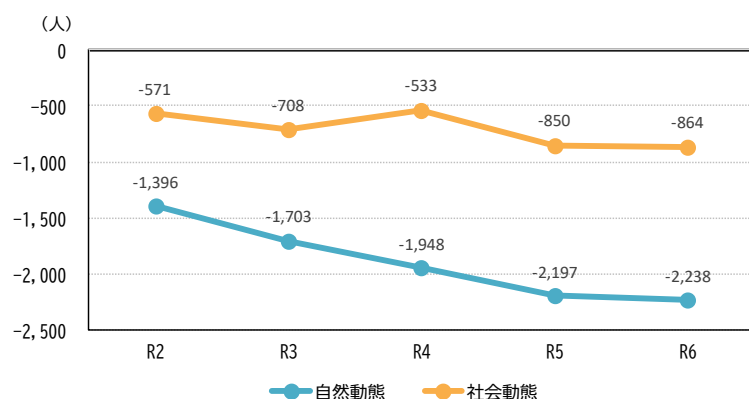
#### 自然動態・社会動態

##### ☑ 自然減・転出超過双方による人口減少

当市の人口は、平成7年をピークに減少が続いています。

平成27年には236,159人だった人口が、令和6年には215,747人となっており、この10年間で20,412人の減少となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自然動態 (出生数－死亡数)	△1,396	△1,703	△1,948	△2,197	△2,238
社会動態 (転入数－転出数)	△571	△708	△533	△850	△864



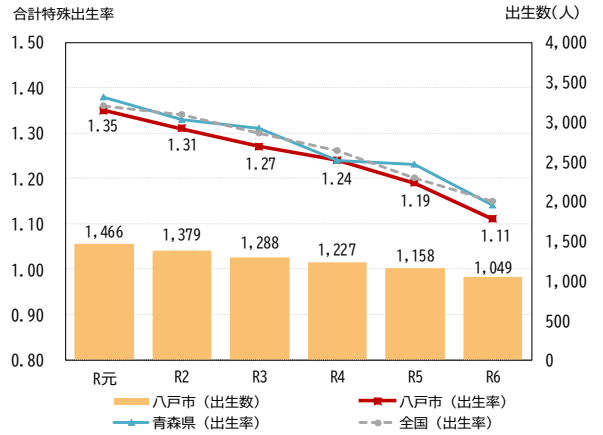
##### ◇ 当市の人口減少の要因

- 自然動態（出生数と死亡数の差）  
→ 死亡数が出生数を上回っています。
- 社会動態（転入数と転出数の差）  
→ 転出超過となっています。

## 合計特殊出生率・出生数

### ☑ 合計特殊出生率・出生数は減少傾向

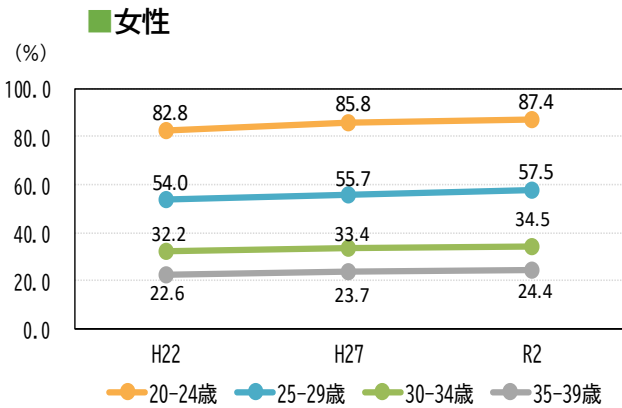
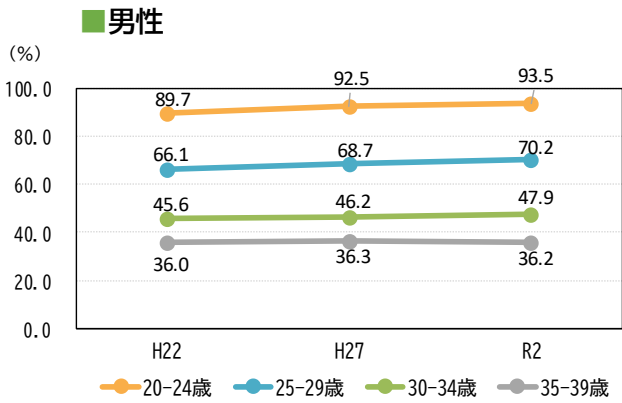
当市の合計特殊出生率は平成元年以降減少傾向にあり、令和6年には1.11となっています。出生数は令和元年以降1,500人を下回り、令和6年には1,049人となっています。



## 未婚率

### ☑ 未婚率は増加傾向

当市の未婚率をみると、男性・女性ともにいずれの年齢階級でも増加傾向で推移しています。

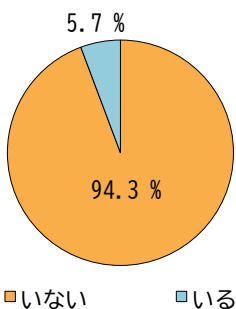


## 困難を抱えるこどもの状況

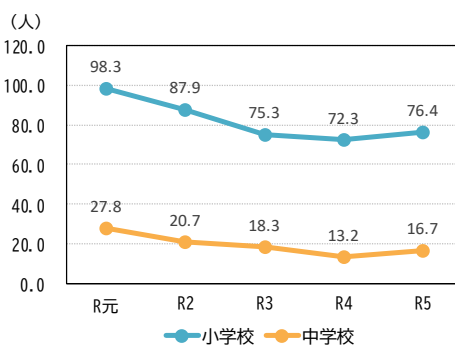
### ☑ 困難を抱えるこどもの顕在化

ヤングケアラーの一定数の存在に加え、近年、いじめ件数や不登校の増加等もみられ、支援ニーズの高まりがうかがえます。

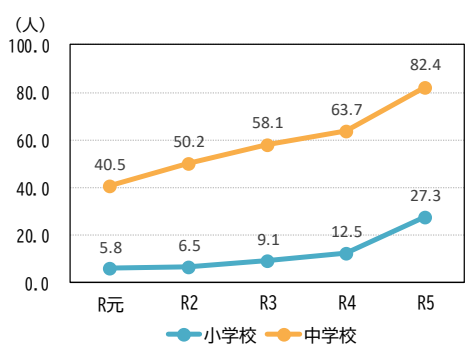
#### ■ ヤングケアラーの状況



#### ■ いじめの認知件数の推移(1,000人当たり)



#### ■ 不登校児童生徒数の推移(1,000人当たり)



## 2 アンケート調査結果の概要

### 子ども・子育てに関するアンケート調査（就学前児童保護者・就学児童保護者向け）

#### ■ 母親の8割以上が就労している

母親の就労率は就学前児童保護者・就学児童保護者でともに8割以上。

#### ■ 教育・保育事業は施設型を希望する人が多い一方、一時預かりニーズへの対応も必要

幼稚園・認可保育所・認定こども園など施設型の教育・保育の利用を希望する人が多い。

一方、一時預かりは現利用8.4%に対し、今後の利用希望は42.8%とニーズへの対応が必要。

#### ■ 相談先がない保護者が一定数存在する

就学前児童保護者で3.5%、就学児童保護者で7.3%、気軽に相談できる相手がないと回答。

#### ■ 子育ての悩みを解消する対策として必要な支援は、経済的負担軽減や働きやすさが上位

経済的負担軽減（79.8%）、職場環境（69.6%）、家族交流・遊び場環境（51.5%）が高い。

#### ■ 今後「こどもは欲しいが難しい」が約4割

「欲しいけど難しい」（42.8%）、「欲しいと思わない」（27.2%）という消極的な回答が多くを占め、理由は経済的・身体的要因が中心となっている。

### 子ども・若者アンケート調査（10～17歳、18～39歳向け）

#### ■ 安心する居場所は家や自分の部屋が中心、「地域」は7割以下

安心できる場所としては「自分の部屋」「家庭」が8割以上と多く、「地域」は7割以下。

希望の居場所として、友だちと過ごせる場所、一人で自由に過ごせる場所等が求められている。

#### ■ 普段外出しない人が1割以上存在する

仕事や学校で平日は毎日外出する人が7割以上を占めるが、普段外出しない人も一定数存在。

#### ■ 困難経験がある・あった若者は5割程度

困難経験がある・あった若者は5割以上となっており、悩みや困りごとの状況を見ても、「ない」人は10～17歳で約2割、18～39歳は約1割にとどまり、多くの人が悩みを抱えていることがわかる。

#### ■ 相談先は、知られていない・使われていない

相談先を知らない人は10～17歳で34.5%、18～39歳で42.6%となり、かつ多くの人は利用したことがないと回答。

#### ■ 子育てに前向きになれる要素としては、経済的支援や職場環境の充実

経済的支援（76.2%）、職場環境（59.4%）、企業の福利厚生充実（53.0%）が高い。

#### ■ 遊び・娯楽や体験活動の機会の場の不足を感じている人が多い

10～17歳では56.0%、18～39歳では79.6%と、多くが場の不足を感じている。

#### ■ 子ども・若者に関する取組への意見反映の場の不足を感じている人が多い

10～17歳では意見を聴いてもらっていると感じている人は45.5%、18～39歳では14.6%にとどまっている。

■ アンケート調査の結果等を受けて、次の9つを主な課題と捉え、これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。



### 1 ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方

定期的にご利用している教育・保育事業をみると、幼稚園や保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多くなっています。また、一時保育事業の将来的な利用を希望する声は約4割となっており、定期的な預かりとともに、**一時的な預かりへの対応も求められている状況**です。

### 3 子育て家庭に対する経済的支援や育児負担軽減のあり方

今後のこどもの希望に関しては、「欲しいけど難しい」等の消極的な意見が多く見受けられ、その理由として「経済的に難しい」等の理由が多くなっています。また、育児休業を取得しなかった理由や早期復職の背景にも経済的負担が大きく影響しており、**従来の経済的支援や育児負担軽減策を更に推進**していくことが求められます。

### 5 悩みを抱えるこども・若者に対する相談体制の充実

家庭や学校以外で相談できる場所やこども・若者対象の相談支援機関の認知度は依然として低く、**相談先の存在を広く周知し、こども・若者が安心して気軽に利用できる相談環境を整備・充実**させていくことが求められます。

### 7 若者支援の充実

希望する若者に対し、結婚活動の支援に加え、こどもを持つことや子育てに前向きになれるよう、**ニーズに応じた多様な支援を進めていく必要**があります。あわせて、安定した就労の確保やキャリア形成を支える取組を進めることで、**生活の基盤を整え、将来に希望を持ちやすい環境をつくることも重要**です。

### 2 子育てに関する相談体制のあり方

特に初めてこどもを授かる親に対する、**妊娠・出産から子育てまでのきめ細やかな相談体制を構築することが必要**となります。加えて、子育てに関する情報の入手手段は、「インターネット」の割合が**前回調査から増加**しており、情報発信手段としての活用と一層の周知が必要となります。

### 4 地域で安心して過ごせるこどもの居場所づくりの拡充

近年、家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなり、こども・若者が孤立感や不安を抱えやすい状況が懸念されます。今後は、**安心して過ごせる居場所を持つことができるように支援**していくことが必要です。

### 6 困難を抱えるこども・若者へ向けた支援

多様な課題に対応するためには、それぞれのこども・若者が抱える**困難や悩みに寄り添った支援を受けられる体制を整備**することが重要です。あわせて、身近な人が気づき、支えられるよう、**関係機関が連携し、行政・地域・民間事業者が協力して、相談支援体制の充実**を図っていく必要があります。

### 8 地元定着に向けた取組

市に今後力を入れてほしいこととしては「遊べる場所がたくさんあること」「買い物する場所がたくさんあること」などが挙げられています。**特に遊びの場や娯楽、体験活動の機会が十分ではないと感じている人は、こどもで約6割、若者で約8割にのぼっており、優先して対応が求められる課題**と考えられます。

### 9 こども・若者の意見を聴き、反映する取組の推進

今後のこども施策の検討に当たっては、**こどもの意見を積極的に聴取し、施策や取組に反映させていくことが重要**です。そのためには、市の取組やまちづくりに反映できるような有効な仕組みや手法について、こども・若者のニーズをくみ取り、実効性のある取組を推進していく必要があります。

### 1 計画の基本理念

- 本計画では、「第3期八戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」の考え方を継承し、本市における課題を解決するため、近年のこども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら、「**こどもたちが地域の中で大切に生まれ 豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち**」を基本理念として、市民、関係団体、行政の連携・協働のもと、計画の着実な推進と総合的な施策の展開を図ります。
- 安心してこどもを産み育てることができ、こども一人ひとりが健やかに成長し、将来に希望を持って、幸せな状態で生活することができ、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々が共に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

### 2 計画の基本目標

- 本計画では、基本理念を実現するために、こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、以下の5つの目標を設定し、総合的なこども施策の推進を図っていきます。

#### 基本理念

こどもたちが地域の中で大切に生まれ  
豊かで幸せな自分の未来を拓いていけるまち

#### 基本目標1 こどもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援

こどもの誕生前から乳幼児期は、将来の成長の土台が育まれる大切な時期です。この時期に感じる妊娠・出産・子育ての不安に寄り添い、母子の健康を支えながら、家庭や地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

#### 基本目標2 こどもの心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

学童期から思春期にかけては、心も体も大きく成長し、自分らしさを見つけていく大切な時期です。こどもたちが安心して過ごせる居場所を持ち、発達段階に応じた正しい知識を身につけながら、必要な支援を受けられるよう、学びや体験を通して健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

#### 基本目標3 若者の希望をかなえ、安心して暮らせる環境づくり

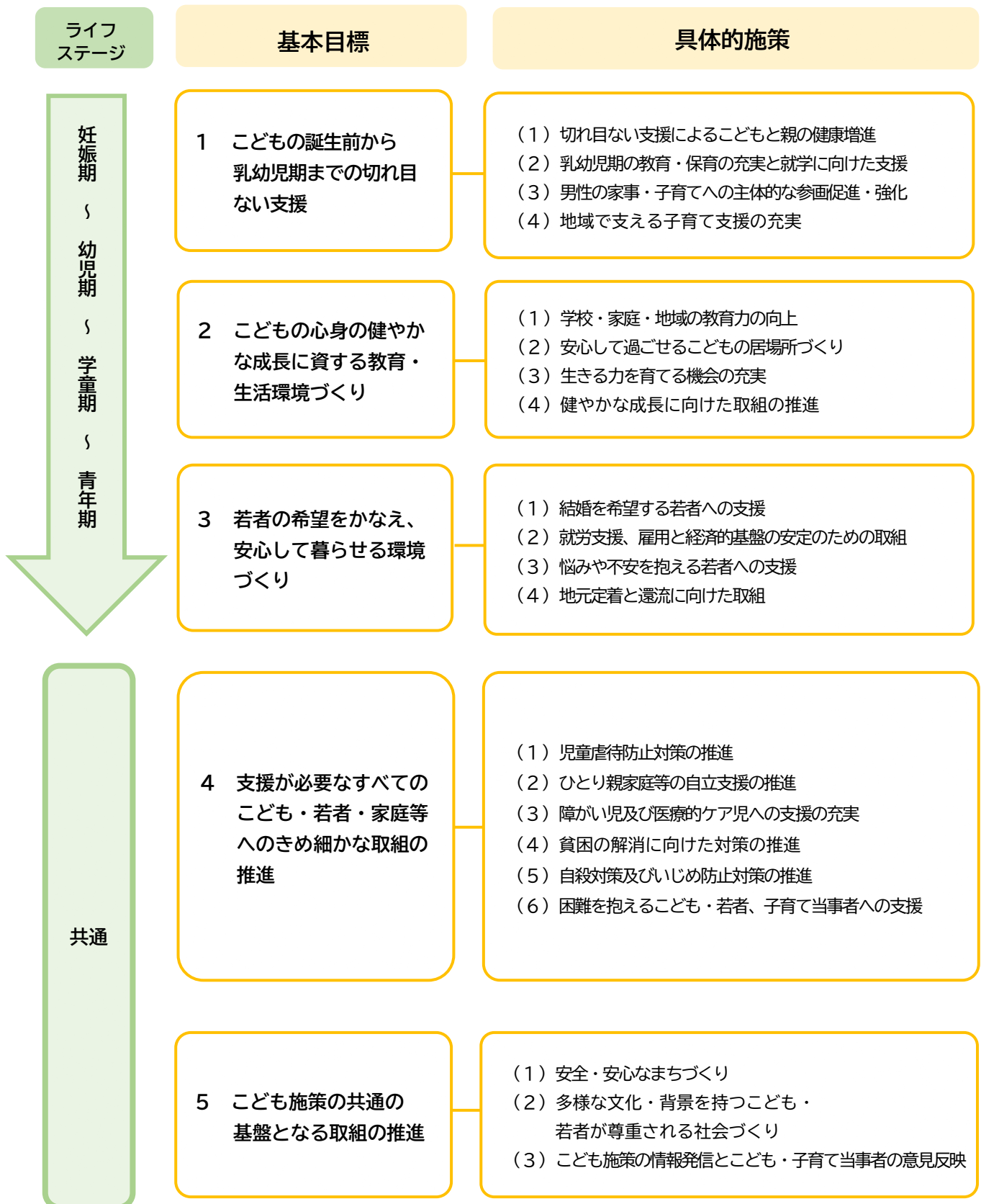
青年期は、進学や就職など人生の転機を迎え、自立に向けた選択が求められる時期です。将来への希望を持ちながらも、不安や迷いを抱える若者も多いことから、一人ひとりが自分らしい生き方を実現でき、地域で力が発揮できるよう環境整備に取り組んでいきます。

#### 基本目標4 支援が必要なすべてのこども・若者・家庭等へのきめ細かな取組の推進

こどもや若者、家庭が抱える困難は多様化しており、早期に気づき、適切な支援につなげることが重要です。支援が必要なすべてのこども・若者・家庭が安心して暮らせるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援体制の充実に取り組んでいきます。

#### 基本目標5 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

こども・若者の権利を尊重し、多様な個性を理解し、尊重される社会を築くことは、こども施策の基盤となります。こども・若者、子育て当事者から声を聴き、施策に反映させる仕組みを整えることで「こどもまんなか社会」の実現を目指します。



### 基本目標 1

### こどもの誕生前から乳幼児期までの切れ目ない支援

#### 具体的施策（１） 切れ目ない支援によるこどもと親の健康増進

- 妊娠期から出産・子育て期にわたり、こども家庭センターを中心に総合的な支援を行うとともに、健康の保持増進に関する支援並びに経済的支援を行います。
- 健康教育・相談・各種健診・家庭訪問を通じて、育児不安の軽減、疾病等の早期発見や早期治療に努めます。
- 予防接種の情報提供・接種勧奨を行うとともに、休日・夜間の小児科救急体制の確保に取り組みます。

#### 具体的施策（２） 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、保護者に対する経済的負担の軽減やデータの利活用による保育DXを推進します。
- 保育士の資格取得支援や奨学金制度等を通じて、保育人材の確保・育成、労働環境の改善を図ります。
- 教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

#### 具体的施策（３） 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・強化

- 男性の家事・子育てへの主体的な参画を推進し、男女が共に子育てに取り組める環境を整えるとともに、仕事と家庭の両立について啓発を図るための情報発信を行います。

#### 具体的施策（４） 地域で支える子育て支援の充実

- 親子交流や相談・情報提供の場を確保し、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。
- 子ども医療費助成等により、こどもの健やかな成長を支援していきます。

### 基本目標 2

### こどもの心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり



#### 具体的施策（１） 学校・家庭・地域の教育力の向上

- 教育環境の充実とデータ利活用による教育DXを進めるとともに、GIGAスクール構想等を通じて質の高い教育を推進します。また、家庭の教育力向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携により地域全体の教育力を高めます。
- いじめや不登校など児童生徒が抱える問題に対応する等、相談体制の充実に努めていきます。
- 地域にある公園、小・中学校施設の整備等、安全・安心で充実した生活環境を整備していきます。

#### 具体的施策（２） 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

- 地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図るとともに、交流の場などの多様な居場所について、こどもが過ごしやすい居場所となるよう取り組みます。
- 放課後児童クラブ等の充実を図り、安全な生活の場や体験・交流活動の機会を提供していきます。

#### 具体的施策（３） 生きる力を育てる機会の充実

- 多様な学び・体験・活躍の機会を充実させ、歴史・文化・芸術など八戸の魅力発信にも取り組みます。
- 八戸らしいスポーツの振興を図り、様々なスポーツに触れ合い、可能性を広げるための取組を推進します。

#### 具体的施策（４） 健やかな成長に向けた取組の推進

- 発達段階に応じて適切な支援を受けられるよう、健康に関する教育、普及啓発、相談支援を推進します。
- 児童手当や子ども医療費の助成等を通じて、子育て世帯の経済的負担を軽減していきます。

### 基本目標3

## 若者の希望をかなえ、安心して暮らせる環境づくり

### 具体的施策（1） 結婚を希望する若者への支援

■結婚を望む若者の希望を実現するため、出会いの機会の創出を図ります。



### 具体的施策（2） 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

■職業的自立に必要な能力を身に付けるための支援を行うとともに、若者への情報提供を充実させ、その活躍を後押ししていきます。

■子育て・若者世代が働きやすい職場環境の整備に取り組む地域の中小企業を支援します。

■早期就職及び正規雇用転換を支援するとともに、求人情報の提供や職業紹介、相談支援を行います。

### 具体的施策（3） 悩みや不安を抱える若者への支援

■悩みや不安を抱える若者が孤立せず安心して相談できるよう、相談体制の整備と周知を図ります。

■若者がライフプランに応じた健康管理を行う（プレコンセプションケア）ことができるよう、啓発を図ります。

### 具体的施策（4） 地元定着と還流に向けた取組

■地域産業や地元企業の魅力を調査・発信する取組を通じて、地元企業における人材確保や当市への定着を図ります。

■UIJ ターン就職希望者への移住支援を通じて、若者や子育て世帯が地元へ還流する環境づくりを進めます。

### 基本目標4

## 支援が必要なすべてのこども・若者・家族等へのきめ細かな取組の推進

### 具体的施策（1） 児童虐待防止対策の推進

■児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との横断的な連携を図り、こどもの保護・支援・虐待再発防止策等の充実を図ります。

■こども家庭センターにおいて、要支援児童もしくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等への支援業務の強化を図ります。

■「八戸版ネウボラ」を推進し、妊娠期から子育て期及び社会的自立まで、切れ目のない一体的な支援を行います。

### 具体的施策（2） ひとり親家庭等の自立支援の推進

■ひとり親家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるよう、それぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

■配偶者からの暴力やひとり親家庭の社会生活の問題等に関する相談体制を充実させ、必要な情報提供を行います。

■離婚後の生活と養育の安定につながるよう、養育費の履行確保のための相談体制を整えるとともに、こどもの健やかな成長のため、親子交流を支援します。

### 具体的施策（3） 障がい児及び医療的ケア児への支援の充実

■障がい児や医療的ケア児等、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、こどもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

■就学前から特別な支援を要する幼児・児童・生徒の早期の気づきから総合的かつ継続的な支援体制を確立するため、巡回相談、教育相談などを実施します。

■医療的ケア児とその家庭に対して総合的な支援を進めるとともに、保育所等で医療的ケア児を円滑に受け入れ、安全・安心に保育所等の利用ができるように支援します。



## 具体的施策（４） 貧困の解消に向けた対策の推進



### ①教育の支援

経済的理由等で学習環境が整わない子どもへの学習支援と居場所の提供を行うとともに、就学が困難な児童生徒への就学援助や教育機会の保障、いじめ・不登校等への対応体制づくりを推進します。

### ②生活の支援

子ども家庭センター等を中心に相談体制を整え、様々な事情を抱えた家庭に寄り添う支援を行います。

### ③保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭等の自立を促進するため、自立や就労に効果的と認められる講座等の受講に係る助成や、就業相談の実施、就業支援講習、公共職業安定所等の関係機関と連携した就業情報の提供等、各種支援を行います。

### ④経済的支援

こどもの健康の保持及び増進を図るとともに、子育て世帯が安定した生活を送ることができるよう経済的自立に向けた支援を行います。

## 具体的施策（５） 自殺対策及びいじめ防止対策の推進

■関係機関や行政、学校が連携・協働を図りながら、包括的な支援体制の構築を図ります。

■自殺予防に向けた心の教育の充実や、教員を対象とした心のケア研修を実施し、子どもたちが安心して学び成長できる環境づくりを進めます。

## 具体的施策（６） 困難を抱える子ども・若者・子育て当事者への支援

■ヤングケアラーやひきこもり等の困難を抱える子ども・若者や子育て当事者が孤立することなく、安心して必要な支援につながれるよう、相談体制の充実や関係機関との連携を強化します。

■不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候がみられる児童生徒に対し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな支援に取り組みます。

## 基本目標 5

## 子ども施策の共通の基盤となる取組の推進

### 具体的施策（１） 安全・安心なまちづくり

■子どもが交通事故や犯罪、性暴力等の被害に遭わないよう、関係団体等との連携の下、こどもの見守りや日本版DBSの導入等、地域全体で子どもを見守る環境や相談体制づくりを推進します。

■交通安全・地域安全・防災教育を推進し、子ども自身が事故や犯罪、災害から身を守る力を育むとともに、必要な情報が届くよう、広報活動や情報発信の強化を図ります。

### 具体的施策（２） 多様な文化・背景を持つ子ども・若者が尊重される社会づくり

■全ての子ども・若者の人権が保障され、ジェンダーギャップや偏見による差別のない共生社会の実現を目指し、様々な機会を通じて、理解促進と意識啓発を図るとともに、多様なニーズに応じた支援を充実していきます。

### 具体的施策（３） 子ども施策の情報発信と子ども・子育て当事者の意見反映

■子ども・子育て当事者に必要な情報を分かりやすく届けられるよう、情報発信の強化を図るとともに、社会全体が子ども・子育てを応援するといった意識改革・気運醸成を促進します。

■子ども・若者自身が自ら権利を行使する主体であり、社会を共に創るパートナーという認識の下、子どもが自分の意見を表明することができ、その意見を市の子ども・子育て支援施策に反映するための仕組みづくりを推進します。

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

■本章では、国の指針に基づき、令和7年度～11年度における教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業について、「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」を示します。

※本章では、昨年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～）」の内容を国の指針に基づき一部見直したものを掲載しています。本計画（こども計画：令和8年度～）においても、同計画の内容を踏まえ、引き続き子育て支援に関する取組を推進していきます。

## 第6章 計画の推進



### 1 計画の点検及び評価

- 計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- 計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- 会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、こどもの保護者等で構成されています。本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、当市のこども・子育て施策を総合的に推進していきます。

### 2 実施状況の公表

- 実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

### 3 関係機関等との連携

- 計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、事業者、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。
- 八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

## 八戸市こども計画【概要版】

発行年月：令和8年3月

発行：八戸市 こども健康部 こども未来課

〒031-8686 青森県八戸市内丸1丁目1番1号

電話：0178-43-2111(代表) FAX：0178-45-2077